

令和4年度第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月6日（金）13時30分～14時20分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 4件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第3号 農業経営改善計画について 更新 1件
議案第4号 農用地利用集積計画について 利用権の設定 7件
所有権の移転 3件
議案第5号 賃借料情報の提供について
議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 8件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 2件
5. 出席委員 14名（欠員1名）
会長：1番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、
4番細谷修、5番齊藤ひろ子、7番農宮弘子、8番板倉善紀、
9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、
14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和4年度第10回農業委員会定例総会を開
会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、8番板倉委員と9番篠崎委員
を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を詳細
に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたしま
す。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご

遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、6議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、4件でございます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、3件でございます。議案第3号、農業経営改善計画については、更新が1件でございます。議案第4号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が7件、所有権の移転が3件でございます。議案第5号、賃借料情報の提供について、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてでございます。

農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年12月27日午前9時より、1班の大木委員、秋山委員、細谷委員、斉藤委員にご出席いただき、実施いたしました。なお、篠崎委員については、当日都合により欠席のため、翌28日に確認していただきました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、細谷委員より意見発表をお願いします。

4番　番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、川場の田、15筆、9、262平方メートル、畑、5筆、1、615平方メートル、押堀の畑、1筆、323平方メートル、合計21筆、11、200平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため、譲受人は親子間による贈与のためです。営農計画については、米、ネギの作付けを予定しています。12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、問題ないと判断します。以上です。

議長　次に、申請番号2につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

9番　番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、大豆谷字手取の田、1筆、793平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小ため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、柚子の作付けを予定しております。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要書類も全て揃っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長　次に、申請番号3につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

2番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、西中字下塚の畑、363平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため耕作ができなくなったため、譲受人は隣接地であるためです。営農計画は、落花生の作付けを予定しています。12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、特譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て揃っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号4につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

9番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、大豆谷字谷前の田、5,344平方メートル、畑、72平方メートル、合計5,416平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢で農業経営を続けることが困難なため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、落花生の作付けを予定しております。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要書類も全て揃っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。場所は、九十九里有料道路押堀インターチェンジの東、約1キロメートルから1.6キロメートルの川場に9か所と押堀に1か所位置しています。譲渡人は高齢により耕作ができなくなったため、子である譲受人に贈与することになったものです。作付作目は、米、ネギです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、北中学校の南、約600メートルに位置しています。譲渡人は高齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売買することになったものです。作付作目は、柚子です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷の飯島寺の東、約600メートルに位置しています。譲渡人は高齢により耕作ができないため、譲受人は本件農地の隣接地に住んでいるため売買することになったものです。作付作目は、落花生です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号4は、売買による所有権移転の申請です。場所は、北中学校の南、約500メートルに位置しています。譲渡人は高齢により農業経営を続けることができないため、譲受人は農業経営拡大のため売買することになったものです。作付作目は、落花生です。譲受人は千葉市中央区に事務所を置く農地所有適格法人で、千葉市、木更津市、松戸市などでそら豆の生産実績がございます。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。なお、3条許可となった後に、軽微な農地改良の届出書を農業委員会に提出することとなります。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、大木委員より意見発表をお願いします。

1番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木の畑979平方メートルの農地です。転用の目的は、建売分譲住宅用地5区画です。転用に伴う工事は整地工事。また、隣接農地への被害防除対策については、道路面以外へコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止します。排水については、汚水は合併浄化槽で処理後、新設の側溝へ放流します。雨水も新設の側溝へ放流します。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号2につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

5番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間二丁目で田間区画整理地内にあり、地目は登記簿現況とも畑で、面積は275平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟を建設予定で、周りは既に宅地化されており、転用に伴う造成工事はありません。資金計画書等の必要な書類も全て整っており、12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでしたので、許可相当と判断します。以

上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

4 番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、薄島字下クネの田、296平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅です。隣接農地はありません。上水道、雨水、汚水、工事中仮囲い等問題ありません。敷地周囲にブロックフェンスを設置します。申請に必要な書類も整っており、問題ないと判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の北東、約250メートルに位置しています。転用の目的は、建売分譲による専用住宅5棟用地です。本件は、先月12月の農業委員会総会において許可相当の承認を受けて、県へ進達いたしました。本件譲受人が他市において同様の案件で不備があったため、東金市における12月に進達した本件農地転用許可申請について一旦取り下げするよう千葉県山武農業事務所より指導があり、令和4年12月9日に取下願が出され、12月12日に取下が県に受理されました。その後本件譲受人は、他市案件の不備が解消されたことから、再度先月と同様の事業内容で許可申請したものです。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、ふれあいセンターの南、約100メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの融資により賄う計画となっており、残高証明書及び融資証明書が添付されております。

申請番号3は、使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、正気小学校の東、約1.2キロメートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの融資により賄う計画となっており、残高証明書及び融資証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求めた案件は再認定1件でございます。

1ページをお願いします。こちらは田間にあります法人です。営農類型は水稲と施設野菜であるイチゴです。

続いて、2ページ目をお願いいたします。主な改善計画についてですが、各種融資制度を活用して、新たな機械を導入し、規模拡大を目指します。あわせて農薬、肥料の見通し等、コスト管理をまめに行い省力化するものです。

続いて3ページ目をお願いいたします。機械・施設等ですが、田植え機やコンバインなど水稲中心に設備を導入していきます。これらにより5年後の年間農業所得530万円以上、年間労働時間2,000時間以内を目指すものです。

以上、再認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、15番日暮委員は退室をお願いいたします。一時休憩します。

(日暮委員退室)

議 長 再開します。農政課より説明願います。

農政課 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

別冊の「令和5年第1次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第1次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定、7件、面積合計、40,829平方メートル、内訳、5年、1件、面積合計、2,110平方メートル、10年、6件、面積合計、38,719平方メートルです。所有権の移転、3件、面積合計、819平方メートルです。1ページから2ページまでに関しては12月に期間満了した利用権更新分になりますので説明を省略させていただきます。また、3ページ、4ページの案件は、今回除外させていただきます。5ページから6ページが10年の利用権設定管理台帳で、7ページから15ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は更新で松之郷の認定農業者に貸付となっています。2番は新規で田中の認定農業者へ貸付となっております。3番は更新、4番は新規で前之内の認定農業者へ貸付となっております。5番は新規で菱沼の認定農業者に貸付となっております。6番は新規で求名の農業者へ貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は16ページから18ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。売買について、19ページのとおりです。20ページから22ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、23、24ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番から3番ともに耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の買い手については上谷の認定農業者です。2番の買い手については押堀の認定農業者です。3番の買い手については上谷の認定農業者です。

以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(日暮委員入室)

議 長 再開します。次に、議案第5号、賃借料情報の提供について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号、賃借料情報の提供について、ご説明申し上げます。

本件は、農地法の規定に従い、前年中に賃借権が設定された農地の賃借料を集計し、情報提供を行おうとするものでございます。それでは、お手元に配布させていただきました別紙東金市賃借料情報(案)をご覧ください。令和4年1月から令和4年12月までの間に賃借権が設定された農地の筆数は、田が1,089筆、畑が8筆でございます。田はデータ数が多いため市内を8地区に分け、畑はデータ数が少ないため市内を一つにまとめて集計いたしました。また、田の場合は賃借料を現物払いとしている契約が多数を占めていることから、10アールあたりの俵数にて、平均、最高、最低の賃借料を表記しております。賃借料を現金払いとしている契約につきましては、JA山武郡市の集荷価格表を参考にして1俵あたり10,500円で換算しております。本日、ご承認をいただきましたら、広報とうがね、農業委員会だより、市ホームページ、事務局窓口にて情報提供を行う予定でございます。

説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第5号、賃借料情報の提供について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

本議案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っていることに鑑み、すべての農業委員会の総会において、本申し合わせを決議し、かつ、その内容を総会議事録に残すよう全国農業会議所からの要請に基づき実施するものでございます。この決議につきましては、毎年1回以上、同様の取り組みが実施されるよう求められていることから、

東金市農業委員会におきましては、毎年1月の総会において決議するものでございます。それでは、決議文を朗読させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表者機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和5年1月6日。東金市農業委員会。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の11ページから15ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。11月26日から12月25日までに受付した案件は8件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、いずれも斡旋等の希望はありません。

議案書の16ページをお願いします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。11月26日から12月25日までに受付した案件は2件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の17ページをお願いします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。2件の照会があり、現地調査を12月9日及び21日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したもの

でございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和5年1月6日